



白岡市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

白岡市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展、市民の健康増進及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（誠実対応義務）

第2条 甲及び乙は、互いの価値を認め立場を尊重し合い、誠実に本協定に定める条項を履行するものとする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進に関すること。
 - (2) 高齢者支援に関すること。
 - (3) 子育て支援に関すること。
 - (4) 地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること。
 - (5) 女性の活躍推進、産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること。
 - (6) スポーツ、文化、芸術の振興に関すること。
 - (7) 市政情報の発信に関すること。
 - (8) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき、乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、近隣市町、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができるものとする。
- 5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

とする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めすることはできないものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（明治安田生命保険相互会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市

白岡市長

藤井栄一郎

乙 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目45

松亀センタービル6階

明治安田生命保険相互会社

大宮支社長

池田浩二